

## かわさき市民アンケート検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 かわさき市民アンケートを効率的・効果的に実施し、有効な成果を得ることを目的とし、その執行について協議・検討を行うため、かわさき市民アンケート検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議検討する。

- (1) かわさき市民アンケートの調査項目
- (2) かわさき市民アンケートの調査時期
- (3) 各局が独自に実施するアンケート調査に対する支援内容
- (4) その他必要な事項

### (委員)

第3条 委員会の委員は、次の者とする。

- (1) 総務企画局都市政策部長
  - (2) 総務企画局都市政策部企画調整課長
  - (3) 総務企画局都市政策部企画調整課担当課長[市民との対話]
  - (4) 総務企画局秘書部担当課長（政策調整担当）
  - (5) 総務企画局シティプロモーション推進室担当課長（ブランド戦略担当）
  - (6) 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長[働き方・仕事の進め方改革]
  - (7) 市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長
- (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、総務企画局都市政策部長をもって充てる。

2 副委員長は、総務企画局都市政策部企画調整課長をもって充てる。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務企画局都市政策部企画調整課で行う。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の決定による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月11日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。